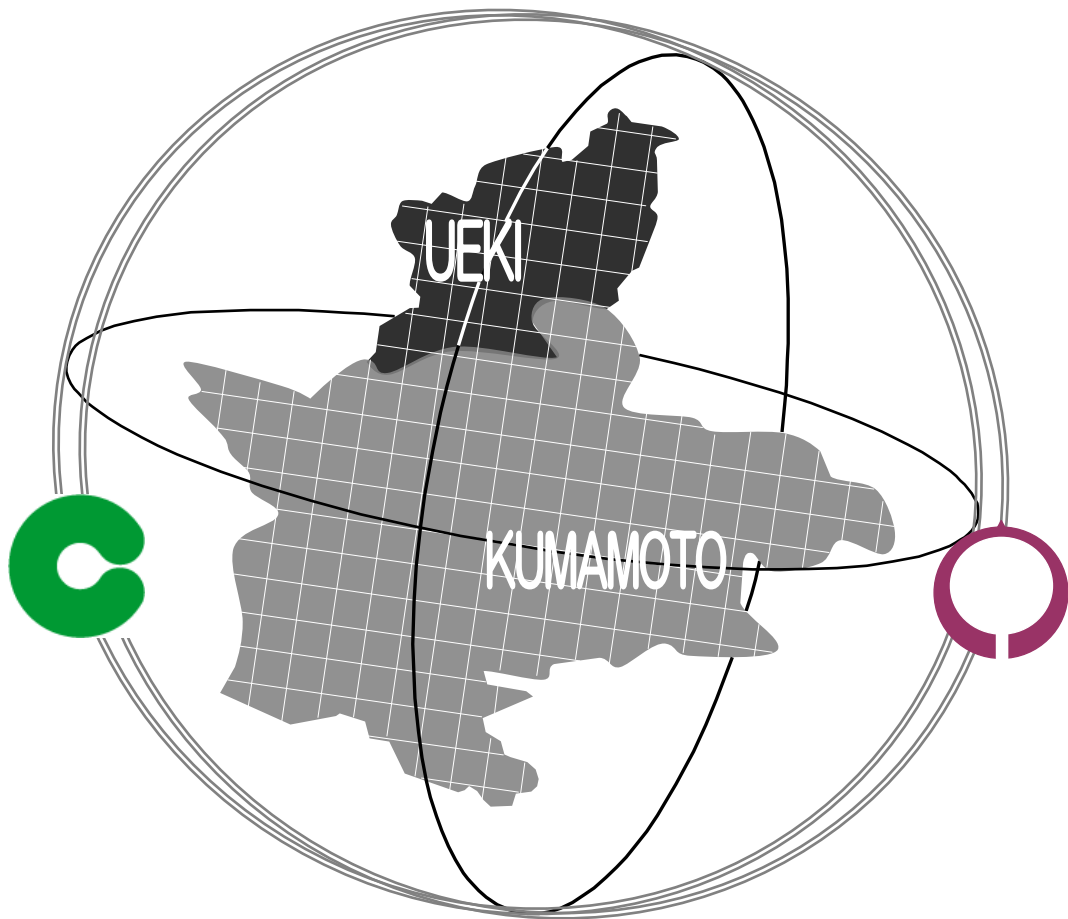


第7回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成21年5月25日(月)
午前9時15分～
場 所 KKRホテル熊本
2階 「五峯」

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔議 案〕

議案第10号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算報告及び監査報告 について	7
---	---

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第 2号 合併の期日について (その2)	19
協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて	21
協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて (その2)	27
協議第11号 合併市町村基本計画について	37
協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて	39
協議第14号 公共団体等の取扱いについて	43
協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて	47
協議第16号 総務関係事業について (その3)	53
協議第20号 子ども未来関係事業について (その2)	65
協議第22号 経済振興関係事業について (その3)	71
協議第23号 都市建設関係事業について (その3)	83
協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について (その2)	89

(今回提案分)

協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	97
-----------------------------	----

〔 報 告 〕

平成21年5月18日

熊本市・植木町合併協議会
会 長 幸山 政史 様

熊本市・植木町合併協議会議員専門部会
副部会長 住 野 弘 行

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第5回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年5月18日(月)
午前10時00分～午前11時00分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 15名出席(1名欠席)

1. 審議の状況について

第5回熊本市・植木町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第6号及び協議第11号の審議を行い下記のとおり承認された。

(1) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。

2 議会の議員の報酬及び費用弁償については、熊本市の例に統一する。

(2) 協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画(案)について原案のとおり承認する。

2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第5回	第5回	協議終了
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回	第5回	協議終了

〔 議 案 〕

議案第10号

平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算報告及び
監査報告について

熊本市・植木町合併協議会財務規程第9条第1項の規定に基づき、監査委員の監査に付し、報告があったので承認を求める。

平成21年 5月25日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

平成 20 年度

歳入歳出決算書

熊本市・植木町合併協議会

平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算書

1 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
負担金	負担金	13,000,000	13,000,000	13,000,000	0	0	0
諸収入	預金利子	1,000	913	913	0	0	87
歳入合計		13,001,000	13,000,913	13,000,913	0	0	87

2 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
総務費		13,001,000	7,141,610	872,000	4,987,390	5,859,390
	総務管理費	13,001,000	7,141,610	872,000	4,987,390	5,859,390
歳出合計		13,001,000	7,141,610	872,000	4,987,390	5,859,390

歳入歳出差引残高 5,859,303 円

1 歳入

(単位 : 円)

款	項	目	予算現額					計	節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入中還付未済額	備考	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	繰越率	繰越率		繰越率	区分							金額
1 負担金	1 負担金	1 市町負担金	13,000,000	0	0	0	13,000,000	市町負担金	13,000,000	13,000,000	13,000,000	0	0	0			
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子	1,000	0	0	0	1,000	預金利子	1,000	913	913	0	0	0			
歳入合計			13,001,000	0	0	0	13,001,000		13,001,000	13,000,913	13,000,913	0	0	0			

2 歳出

(単位 : 円)

款	項	目	予算現額					計	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考			
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	繰越率	繰越率			繰越率	区分	金額			継続費 通次繰越	繰越明許費	事故繰越
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	2,139,000	0	0	0	2,139,000		1,818,406					320,594			
								1 報酬	1,840,000	1,640,000				200,000	協議会委員報酬 議員専門部 会委員報酬		
								11 需用費	36,000	20,540				15,460	飲料品代		
								12 役務費	10,000	9,000				1,000	傷害保険料		
								14 使用料及び賃借料	253,000	148,866				104,134	会場使用料		
		2 事業推進費	9,531,000	0	0	0	9,531,000		4,237,505		872,000			4,421,495			
								11 需用費	2,846,000	2,763,712				82,288	協議会だより作成経費		
								12 役務費	1,220,000	1,217,593				2,407	協議会だより配布経費		
								13 委託料	5,465,000	256,200		872,000		4,336,800	ホームページ作成経費		
		3 事務局費	1,331,000	0	0	0	1,331,000		1,085,699					245,301			
								9 旅費	18,000	5,700				12,300			
								11 需用費	716,000	626,323				89,677	コピー代 消耗品代等		
								12 役務費	27,000	12,285				14,715	振込手数料		
		14 使用料及び賃借料	176,000	91,140			84,860	パソコンリース料									
		19 負担金補助及び交付金	394,000	350,251			43,749	嘱託職員分負担金									
歳出合計			13,001,000	0	0	0	13,001,000	0	13,001,000	7,141,610	0	872,000	0	4,987,390			

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	13,000,913 円
2. 歳 出	総 額	7,141,610 円
3. 歳 入	歳 出 差 引 額	5,859,303 円
4. 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費繰次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	872,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	872,000 円
5. 実 質	収 支 額	4,987,303 円

熊本市・植木町合併協議会
会長 幸山政史様

平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算監査報告書


熊本市・植木町合併協議会規約第17条第1項の規定により審査に付された、平成20年度の決算審査を実施したので下記のとおり報告します。


記

- 1 審査対象 平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算
- 2 審査期日 平成21年5月19日(火)
- 3 審査場所 熊本市役所 監査委員室
- 4 審査結果 熊本市・植木町合併協議会決算書及び関係書類、諸帳簿を照合、審査した結果、適正であることを認める。

平成21年 5月 19日

熊本市・植木町合併協議会

監査委員 熊本市代表監査委員 濱田清水 

監査委員 植木町代表監査委員 中山毅 

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年5月25日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回① 第6回②	第2回①	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い	第6回		
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第7回		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第5回	第6回	協議終了
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第5回① 第6回②	第6回①	
	9	地方税の取扱い	第2回	第3回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回	第6回	協議終了
	⑪	合併市町村基本計画	第6回①		
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	第5回	第6回	協議終了
	13	使用料・手数料の取扱い	第6回		
	14	公共的団体等の取扱い	第6回		
	15	補助金・交付金等の取扱い	第6回		
各種事業項目	16	総務関係事業について	第4回① 第5回② 第6回③	第5回① 第6回②	
	17	企画財政関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	18	市民生活関係事業について	第3回	第4回	協議終了
	19	健康福祉関係事業について	第3回① 第4回②	第4回① 第5回②	協議終了
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第6回②	第4回①	
	21	環境保全関係事業について	第2回① 第5回②	第3回① 第6回②	協議終了
	22	経済振興関係事業について	第4回① 第5回② 第6回③	第5回① 第6回②	
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第5回② 第6回③	第4回① 第6回②	
	24	教育関係事業について	第3回	第4回	協議終了
	25	水道関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について	第5回① 第6回②	第6回①	

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

〔 前回提案分 〕

協議第 2 号

合併の期日について（その 2）

合併の期日について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 5 号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

財産及び債務の取扱いについて

植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(5 財産及び債務の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
1 財産及び債務の取扱い					
1	財産及び債務	企画財政部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	財産及び債務の取扱い	小項目名	1 財産及び債務
------	------------	------	----------

協議内容	市（町）有財産、有価証券、出資による権利、債権、起債、債務負担行為、基金の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。 ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

財産に関する調書

(平成19年度末現在)

1. 土地及び建物

(単位: m²)

(単位: m²)

区 分	土 地 (地積)			建 物 (延面積)			
	熊本市	植木町	両市町計	熊本市	植木町	両市町計	
本 庁 舎	128,024.97	22,758.00	150,782.97	86,479.89	6,964.00	93,443.89	
その他の 行政機関	消防施設	47,851.53	1,138.00	48,989.53	22,976.65	0.00	22,976.65
	その他の施設	779,318.14	0.00	779,318.14	113,184.81	0.00	113,184.81
公共用 財 産	学 校	2,466,009.73	228,939.00	2,694,948.73	772,945.79	52,388.00	825,333.79
	公営住宅	1,184,220.67	79,898.00	1,264,118.67	855,873.03	17,057.00	872,930.03
	公 園	2,479,341.35	356,937.00	2,836,278.35	17,174.20	3,695.00	20,869.20
	その他の施設	2,332,391.12	99,831.00	2,432,222.12	327,882.52	24,701.00	352,583.52
山 林	198,856.59	36,741.00	235,597.59	0.00	0.00	0.00	
普通財産	282,041.16	94,933.00	376,974.16	38,504.32	6,808.00	45,312.32	
合 計	9,898,055.26	921,175.00	10,819,230.26	2,235,021.21	111,613.00	2,346,634.21	

2. 有価証券

(単位: 千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
株 券	154,610	0	154,610

3. 出資による権利

(単位: 千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計	
出資金	件 数	15	9	24
	金 額	526,907	989,313	1,516,220
出捐金	件 数	26	8	34
	金 額	3,436,177	37,319	3,473,496

4. 債権

(単位: 千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
件 数	20	2	22
金 額	2,181,320	23,917	2,205,237

5. 起債の取扱い(普通会計)

(単位:千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
地方債残高(平成19年度末)	278,125,386	11,820,269	289,945,655
公債費比率	19.3%	15.4%	
起債制限比率	14.4%	11.1%	
実質公債費比率	13.9%	14.9%	

6. 債務負担行為

(単位:千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
債務負担行為限度額	33,815,028	2,722,089	36,537,117
平成20年度以降の支出予定額	16,954,351	2,195,149	19,149,500
上記のうち一般財源	13,153,732	2,189,780	15,343,512

7. 基金一覧表

(単位:千円)

熊 本 市		植 木 町		
一 般 会 計	① 財政調整基金	10,987,388	① 財政調整基金	789,822
	② 減債基金	886,531	② 減債基金	450,176
	③ エンゼル基金	337,689	③ 奨学資金基金	15,796
	④ 交通遺児援助基金	64,849	④ 農業後継者育成基金	30,000
	⑤ ふるさとの森保全基金	579,361	⑤ 地域福祉基金	235,467
	⑥ 人づくり基金	582,747	⑥ ふるさと水と土保全基金	10,022
	⑦ ふるさとの水と土保全対策基金	10,820	⑦ 土地開発基金	235,274
	⑧ 熊本城復元整備基金	13,663	(⑧参考:ふるさと支援寄附基金 20° 新設)	
	⑨ スポーツ振興基金	130,891	小 計	1,766,557
	⑩ 文化財保存修復基金	271,734	⑨ 国民健康保険療養給付調整基金	31,455
	⑪ 土地開発基金	2,598,187	⑩ 簡易水道財政調整基金	44,002
	⑫ 美術品等取得基金	409,636	⑪ 介護保険介護給付費支払等基金	87,285
	⑬ 部落有財産積立金	38,470	(⑫参考:都市計画下水道事業財政調整基金 20° 新設)	
合計	16,911,966	合計	1,929,299	

※1～4・・・「熊本市」は旧熊本市と旧富合町を合算した数値

※5～7・・・「熊本市」は平成19年度地方財政状況調査報告値に基づく旧熊本市の数値

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 2）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

植木町合併特例区の規約について、別紙（案）のとおり提案する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回	第4回 承認	
2	合併特例区の処理する事務	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	地域自治組織等の取扱い	小項目名	2 合併特例区の処理する事務
協議内容	植木町合併特例区の処理する事務について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町合併特例区の事務として実施する。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<div style="text-align: center;">植 木 町</div> <p>該当なし</p> <p>(1) コミュニティ関連施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治（地域）活動支援事業 嘱託員制度から町内自治会制度への移行及び校区自治協議会設立に関する支援を実施する。 ○植木町地域魅力アップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動や地域の特色を生かした取り組みを今後町内一円で展開するため、優れた取り組みに対し補助金を交付。 ・地区及び行政区単位に、1地区 30万円を限度 <p style="text-align: right;">平成 21 年度予算 2,700 千円</p> <p>(2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○植木町はってん祭事業 植木町の恒例の夏祭りとして平成 20 年度で第 36 回を迎えている。 植木町はってん祭実行委員会へ助成。 <p style="text-align: right;">平成 21 年度予算 5,100 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域農業活性化事業（すいか祭りなど） すいか祭りなどを推進するため農業イベントなどを行う。（新市基本計画事業） ○田原坂ウォークラリー事業 史跡「田原坂」周辺を散策する、観光振興を目的として平成 3 年度から開催している。 <p style="text-align: right;">平成 21 年度予算 1,188 千円</p>

○田原坂健康マラソン大会事業

町民の健康を増進と「田原坂」PRを兼ね開催。
平成20年度で第40回を迎えている。
田原坂健康マラソン大会実行委員会へ補助。

平成21年度予算 500千円

○民謡「田原坂」全国大会事業

民謡「田原坂」の普及と継承を目的として、平成
9年度から毎年開催している。
民謡「田原坂」全国大会実行委員会へ助成。

平成21年度予算 575千円

○西南の役田原坂戦没者追悼式事業

西南戦争の激戦地、史跡「田原坂」の保存、顕彰
に務め、亡くなった方々を追悼する「西南の役田
原坂戦没者追悼式」を毎年田原坂顕彰会が開催し
ている。

平成21年度予算 300千円

○植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」
事業

植木町、玉東町で点在する「西南の役」の史跡を
連携させ、豊富な農産物や観光資源を組み込み、
修学旅行も含めた観光振興を行い、史跡「田原坂」
の国指定史跡化を目指す。(新市基本計画事業)

○植木町文化ホール自主文化事業

平成5年度に植木町生涯学習センターが開設さ
れたことに伴い、植木町文化ホール自主文化事業
協会への委託事業として、コンサートや講演会な
どを植木町文化ホールで行っている。

平成21年度予算 4,062千円

○植木町生涯学習自主講座事業

平成21年度より受講生の自主的な講座に移行す
ることに伴い、22講座を開設している。

○敬老会事業

75歳以上の高齢者を対象として、毎年敬老の日
に、町内9地区で開催している。(各地区に業務委
託。)

平成21年度予算 2,630千円

○植木町戦没者追悼式事業

毎年 10 月 16 日に植木町文化ホールにて、植木町遺族会の委託事業として開催している。

平成 21 年度予算 596 千円

(3) 観光振興に関連する事業

○植木温泉観光振興助成事業

植木温泉の振興を目的として、植木温泉観光旅館組合の運営費を助成。

平成 21 年度予算 800 千円

○植木温泉納涼花火大会助成事業

はってん祭共催として、毎年、植木温泉付近の合志川河川敷で開催されている。
植木温泉観光旅館組合へ助成。

平成 21 年度予算 1,700 千円

○植木町観光協会助成事業

広域観光の推進と観光振興のため各種事業を行っている。
植木町観光協会へ助成。

平成 21 年度予算 2,240 千円

○観光案内人助成事業

植木町の観光名所について無料で観光ガイドを行っている。
植木町観光ガイドの会へ助成

平成 21 年度予算 800 千円

(4) 公の施設の設置及び管理

○史跡「田原坂」公園

国内最大・最後の内戦「西南の役」で最大の激戦地「田原坂」にある公園で、サクラ・つつじの名所、西南の役の戦没者慰霊塔がある。

平成 21 年度予算 2,370 千円

	<p>○植木町田原坂資料館</p> <p><u>史跡「田原坂」公園内にある資料館で、「西南の役」関係品の展示しており、年間3万人の入場者がある。</u></p> <p><u>※新市基本計画事業として、田原坂資料館の改築を計画している。</u></p> <p>平成21年度予算 2,930千円</p> <p>○植木町文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール 舞台(間口15m×奥行き12m)、固定席601、車いす席4、母子室があり音楽界や演劇会などのイベントが可能。 楽屋(洋・和室)及び控室あり。 ・リハーサル室兼軽運動室 広さ116.88㎡あり、リハーサルやエアロビクスダンスなどの軽運動が可能。 ・ホワイエ 広さ320.71㎡あり、絵や書道などの展示ギャラリーとして利用が可能。 <p>平成21年度予算 9,958千円</p>
相違点と課題	

植木町合併特例区規約（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の鹿本郡植木町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、植木町とする。

（設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

（合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における観光振興に関連する事業に関すること。
- (4) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。

（事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の鹿本郡植木町大字岩野238番地1に置く。

（区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

（区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、16人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
史跡「田原坂」公園	植木町大字豊岡858番地1
植木町田原坂資料館	植木町大字豊岡862番地
植木町文化ホール	植木町大字岩野238番地1

(参考資料)

植木町合併特例区の処理する事務について

- (1) コミュニティ関連施策
 - ・ 自治（地域）活動支援事業
 - ・ 植木町地域魅力アップ推進事業

- (2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ 植木町はってん祭事業
 - ・ 地域農業活性化事業（すいか祭りなど）
 - ・ 田原坂ウォークラリー事業
 - ・ 田原坂健康マラソン大会事業
 - ・ 民謡「田原坂」全国大会事業
 - ・ 西南の役田原坂戦没者追悼式事業
 - ・ 植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業
 - ・ 植木町文化ホール自主文化事業
 - ・ 植木町生涯学習自主講座事業
 - ・ 敬老会事業
 - ・ 植木町戦没者追悼式事業

- (3) 観光振興に関連する事業
 - ・ 植木町観光協会助成事業
 - ・ 植木温泉納涼花火大会助成事業
 - ・ 植木温泉観光振興助成事業
 - ・ 観光案内人助成事業

- (4) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 史跡「田原坂」公園
 - ・ 植木町田原坂資料館
 - ・ 植木町文化ホール

※市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理等を行う。

協議第 1 1 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 13 号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。
ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(13 使用料・手数料の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
使用料・手数料の取扱い					
1	使用料・手数料	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料・手数料
協議内容	使用料・手数料の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相違点と課題		

使用料・手数料

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
19	保-2	承認	火葬場使用料	火葬場使用料	合併時に統一
22	農-1	提案中	—	農業集落排水使用料	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ
23	建-3	提案中	市営住宅使用料	町営住宅使用料	合併時に統一 建替えを行うまでは利便性係数で調整
23	下-2	承認	下水道使用料	下水道使用料	合併時に統一
24	教-7	承認	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続
24	教-10	承認	公民館使用料	公民館使用料	植木町中央公民館は合併時に統一

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
17	納-7	承認	税務証明手数料	税務証明手数料	合併時に統一
18	窓-5	承認	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	合併時に統一
18	そ-26	承認	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	合併時に統一
22	農-36	承認	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	合併時に統一
22	農-52	承認	農用地区域でない旨の証明手数料	農用地区域でない旨の証明手数料	合併時に統一
24	教-81	承認	学校施設使用料	学校施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続

協議第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(14 公共的団体等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
公共的団体等の取扱い					
1	公共的団体等	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	公共的団体等の取扱い	小項目名	1 公共的団体等
協議内容	公共的団体等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統一に努める。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

公共的団体等

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
22	農-4	承認	農業用廃プラスチック類処理対策協議会	農業用廃プラスチック類処理対策協議会	5年間継続、その後の取り扱いは関係機関と協議調整
24	教-8	承認	PTA協議会	PTA連絡協議会	一本化する方向で調整(5年を限度)

幹事会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
24	教-77	承認	体育協会	体育協会	合併時に統一

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
18	教-10	承認	—	総合社会教育推進協議会	5年間継続、その間に組織の方向性を検討
20	教-4	承認	子ども会育成協議会	子ども会育成者連絡協議会	5年間継続、その後統一
22	農-13	承認	土地改良区	土地改良区	存続
22	農-45	承認	農政推進協議会	農業振興地域整備促進協議会	合併後、植木地域農政推進協議会を設置 農振変更時期に統一
22	農-48	承認	認定農業者協議会	認定農業者連絡協議会	5年間継続、その間調整
22	農-59	承認	地域水田農業推進協議会	地域水田農業推進協議会	5年間継続、その後協議調整
22	商-36	承認	—	誘致企業連絡協議会	5年間継続、その間協議会のあり方を検討

協議第15号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(15 補助金・交付金等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
補助金・交付金等の取扱い					
1	補助金・交付金等	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
協議内容	補助金・交付金等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、植木町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

補助金・交付金等

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
8	地-1	提案中	—	地域魅力アップ推進事業補助金	特例区の間、現状維持
8	地-1	提案中	—	はってん祭助成金	継続(特例区)
8	地-1	提案中	—	植木温泉納涼花火大会助成金	継続(特例区)
8	地-1	提案中	—	植木温泉観光振興助成金	特例区の間、現状維持
8	地-1	提案中	—	観光協会助成金	特例区の間、現状維持
16	消-2	承認	消防団運営交付金	消防団運営補助金	合併時に統一
18	そ-1	承認	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に統一
18	そ-1	承認	校区自治協議会運営費補助金	—	自治会移行後に統一
18	そ-2	承認	防犯灯補助金	※防犯灯設置(町において設置)	合併時に統一
19	保-1	承認	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進員協議会補助金	合併時に統一
20	各-2	承認	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	合併時に統一 入院費の自己負担なしは5年間継続
20	各-5	提案中	乳幼児医療費助成	乳幼児医療費助成	合併時に統一 自己負担なしは当分の間継続
21	清-1	承認	小型合併処理浄化槽設置費助成	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統一
21	清-2	承認	再生資源集団回収助成	資源回収団体奨励金	合併時に統一
21	清-2	承認	—	資源ごみ分別収集運営費助成金	一部事務組合加入の間は継続
21	清-2	承認	生ごみ堆肥化容器・家庭用生ごみ処理機助成	生ごみ処理容器等設置事業補助金	合併時に統一
21	清-3	承認	—	ごみ収集施設整備に関する補助金	一部事務組合加入の間は継続
21	環-1	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	人工雨水浸透及び廃水処理モデル事業補助金	合併時に統一
22	農-4	承認	—	農業用廃プラスチック類処理対策協議会補助金	5年間継続、その間調整
22	農-8	提案中	—	土地改良区運営費補助金	5年間継続、その間調整
22	商-1	承認	企業立地促進補助金	工場等設置奨励補助金	合併時に統一
22	商-3	提案中	商工会補助金	商工会補助金	5年間継続、その間調整
23	建-1	承認	※里道整備(市において整備)	生活道路原材料支給	合併時に統一
23	建-1	承認	農道整備補助金及び原材料支給	農道整備補助金及び原材料支給	合併時に統一
23	建-2	承認	私道整備補助金	私道整備原材料支給	合併時に統一
24	教-8	承認	PTA協議会補助金	PTA連絡協議会補助金	団体統合まで継続(5年限度)

幹事会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
19	各-53	承認	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統一
24	教-77	承認	体育協会補助金	体育協会補助金	合併時に統一 競技団体は5年間継続

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考	
18	-	教-9	承認	地域公民館補助金	部落公民館補助金	合併時に統一
19	-	各-11	承認	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	合併時に統一
19	-	各-18	承認	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	合併時に統一
19	-	各-54	承認	遺族連合会補助金	遺族会補助金	5年間継続、その後統一
19	-	各-56	承認	民生委員児童委員活動補助金	民生委員児童委員活動補助金	次回改選時に統一
20	-	教-4	承認	子ども会育成協議会補助金	子ども会育成者連絡協議会補助金	5年間継続、その後統一
22	-	農-48	承認	認定農業者協議会助成金	認定農業者連絡協議会助成金	5年間継続、その間調整
23	-	建-6	承認	雨水浸透柵設置費助成	※雨水浸透柵現物支給	合併時に統一
24	-	教-76	承認	総合型地域スポーツクラブ助成金	総合型地域スポーツクラブ助成金	5年間継続、その後統一

協議第16号

総務関係事業について（その3）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

1. 総務関係事業のうち事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。
2. 総務関係事業のうち入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を存続する。
ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回	第5回 承認	
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回	第5回 承認	
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回	第5回 承認	
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回	第5回 承認	
3	常備消防	総務部会	第5回	第6回 承認	
事務組織及び機構の取扱い					
1	事務組織及び機構	総務部会	第6回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回	第5回 承認	
その他の事業の取扱い					
1	入札事務、指名参加願い及び資格審査(工事関係)	総務部会	第6回		
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
3	防災無線	総務部会	事務局		
4	水防業務	総務部会	事務局		
5	行事・大会等	総務部会	事務局		
6	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
7	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
8	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
9	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	物品の購入契約	総務部会	事務局		

4	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
5	監査の時期	総務部会	事務局		
6	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
7	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		
8	有功者表彰	総務部会	事務局		
9	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
10	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

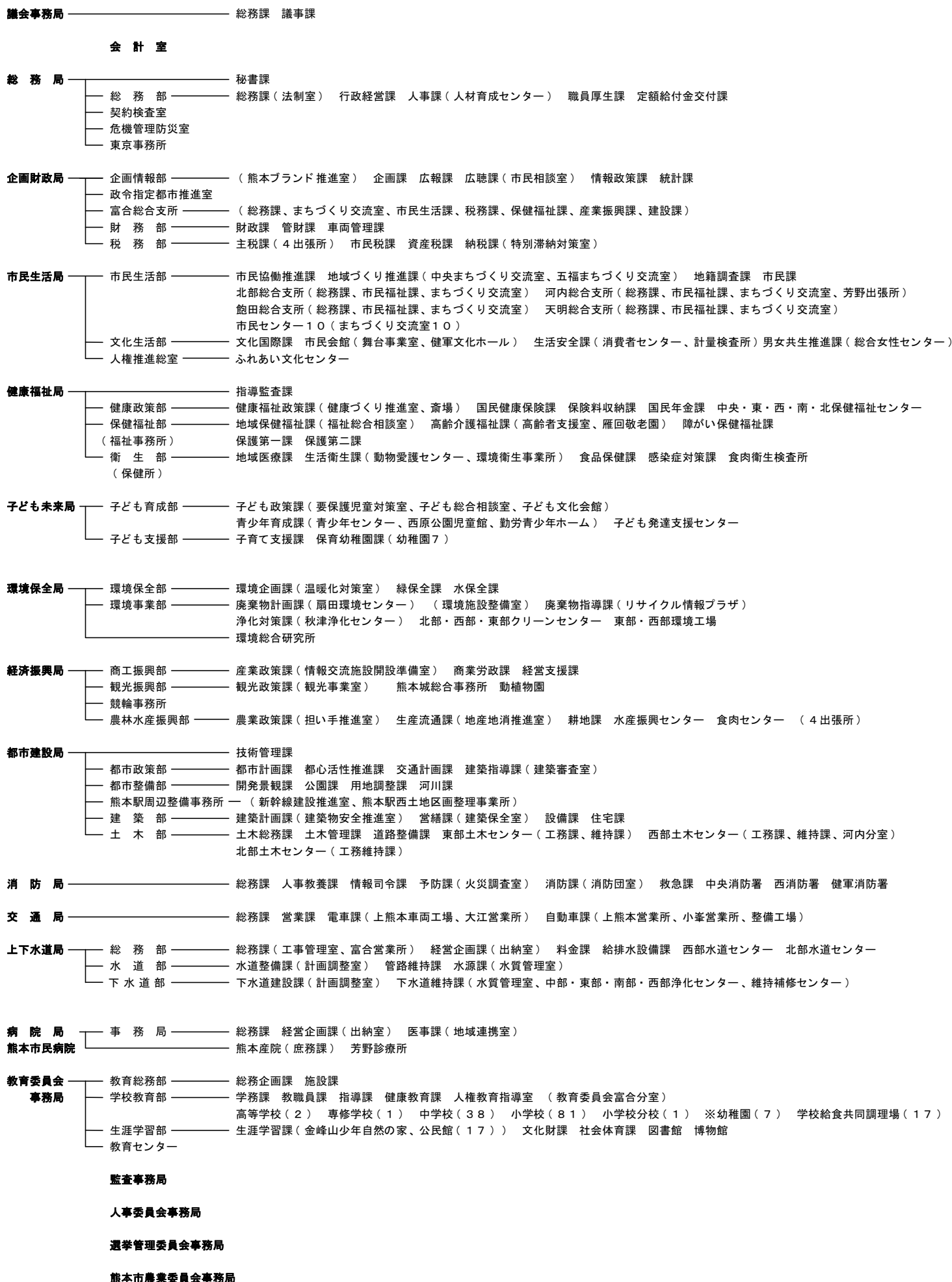
作業部会名： 総務部会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	小項目名	1 事務組織及び機構
協議内容	合併後の植木町の区域を所管する事務組織と機構についての協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。 植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないように適切な措置を講ずる。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	別紙組織機構図一覧参照	別紙組織機構図一覧参照
相 違 点 と 課 題	合併後の行政組織機構について、植木町の区域を所管する組織機構をどのような形態にするか。	

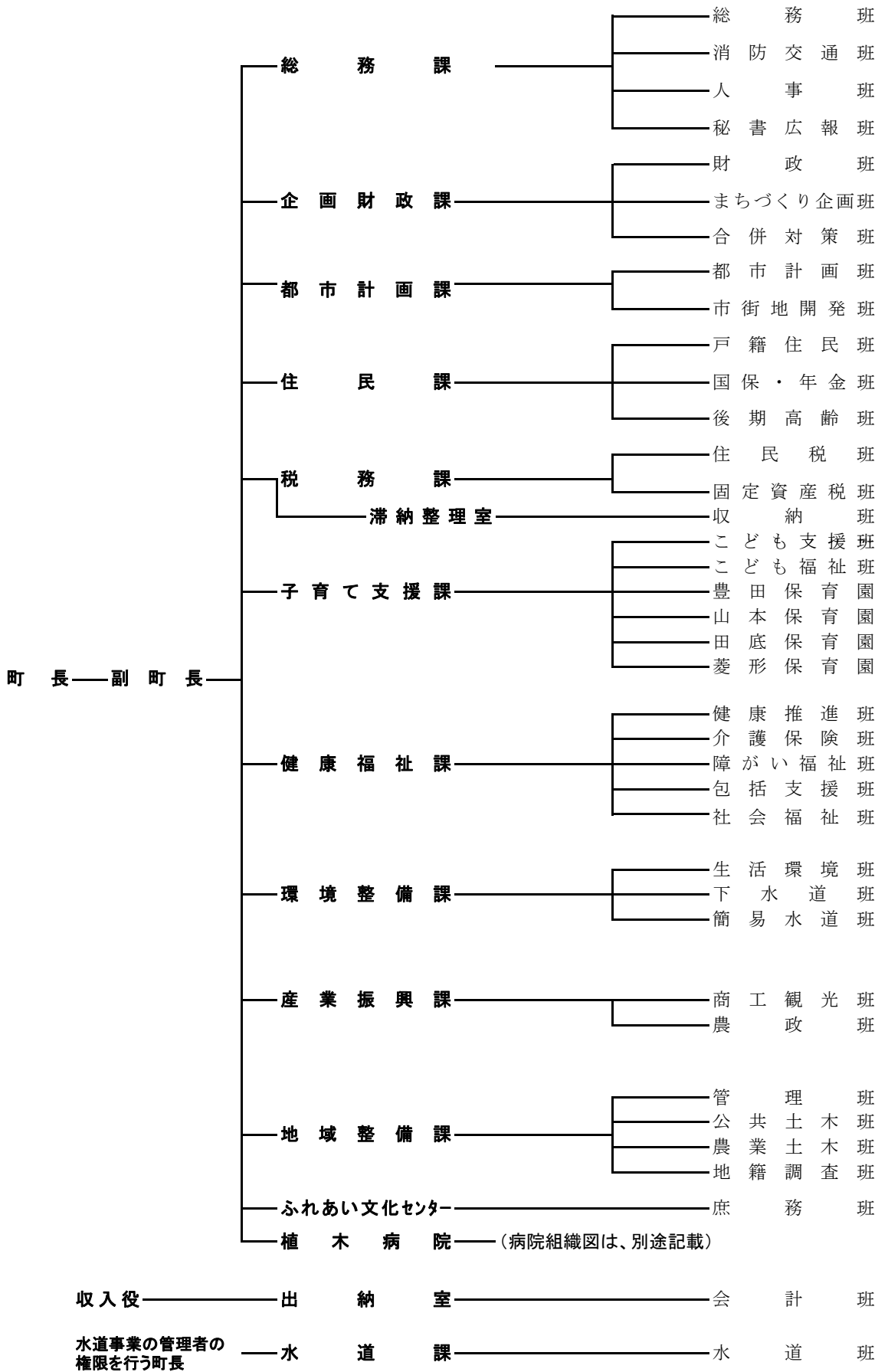
平成21年度 熊本市機構図

平成21年4月1日

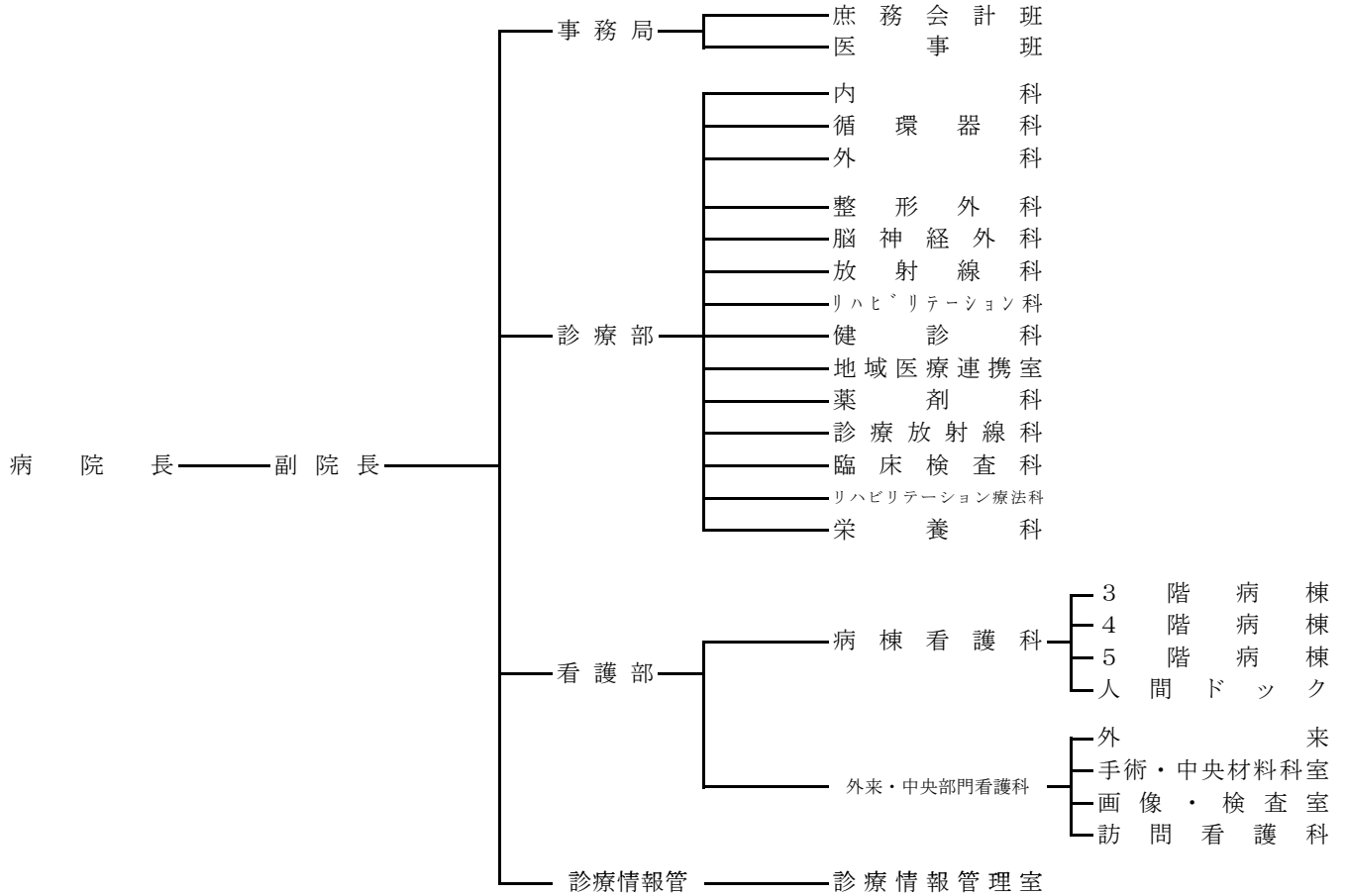


植木町行政機構図

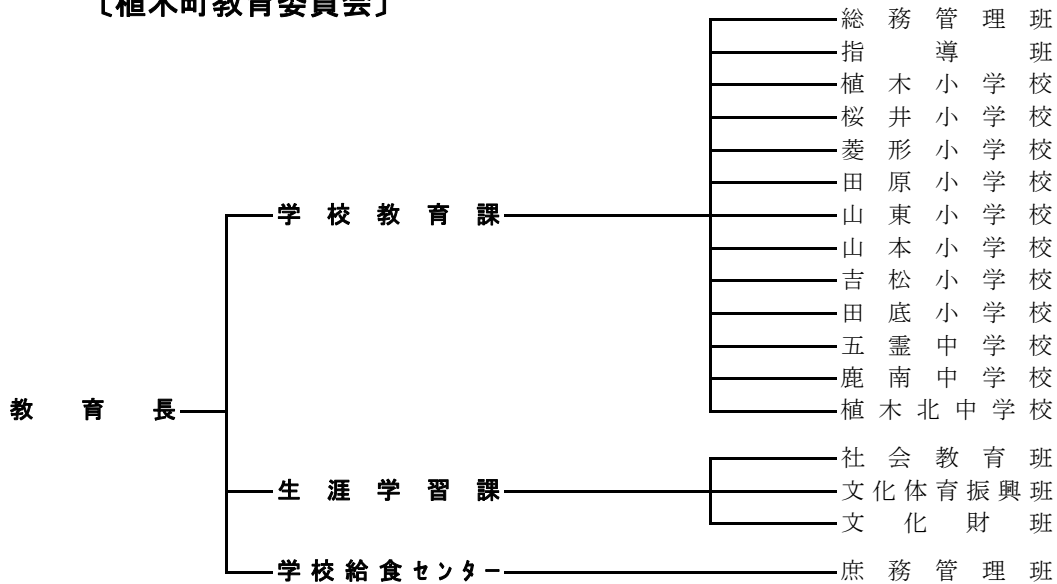
(平成21年4月1日)



〔植木町国民健康保険植木病院〕



〔植木町教育委員会〕



〔議会事務局〕

事務局 — 庶務班

〔農業委員会事務局〕

事務局 — 庶務班

〔監査委員〕

事務局 — 庶務班

〔選挙管理委員会〕

事務局 — 庶務班

事務組織及び機構について

～熊本市・植木町合併協議会 資料～ H21.4

1 基本方針

- ・熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
- ・植木町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。

2 植木総合支所(仮称)の組織・所掌事務(案)

【現行の植木町長部局】

総務課
企画財政課
都市計画課
住民課
税務課
子育て支援課
健康福祉課
環境整備課
産業振興課
地域整備課
植木病院
収入役(出納室)
水道事業(水道課)



【合併後の総合支所】 以下を基本として、各事業・業務として、詳細な事務分担等の作業中である

総務企画部門	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等	健康福祉部門	国民健康保険・介護保険、保健予防、老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり部門	地域づくり活動の支援 等	産業振興部門	農業施設に関する事務など農林水産業の振興、商工観光の振興 等
都市計画部門	区画整理などの事業 等	建設部門	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
市民生活部門	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等	上下水道部門	上下水道に関する事務
税務部門	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等	植木病院	病院事務
子育て支援部門	児童福祉などの事務 等	合併特例区	コミュニティ関連、イベント関連、観光振興関連、公の施設の管理

参考：熊本市の総合支所の組織・所掌事務

【北部・飽田・天明・河内の各総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
市民福祉課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、国民健康保険・介護保険、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
河内総合支所においては、芳野出張所	

上記の組織に加えて、各担当部署の出張所を設置

- 主税課の各出張所 (税に係る事務)
- 農林水産部の各出張所 (農林水産業の振興)
- 西部土木センターの河内分室 (道路の改良・維持管理)

【富合総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
市民生活課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務課	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
保健福祉課	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興課	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設課	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務、総合健診などの保健事業

3 各行政委員会等の組織

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	その他の事業の取扱い	小項目名	1 入札事務、指名参加願い及び資格審査 (工事関係)
協議内容	入札事務に係る執行方法について 指名参加願いの受付要領及び資格審査の基準の有無などについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行制度を存続する。 ただし、指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 入札事務</p> <p><u>入札・契約事務の基本的事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札は電子入札システムで行う。 ○予定価格1千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。 <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「製畳・花苗・その他」 ・県外「建設工事」「建設コンサルタント等」 ・県内外共通「保守点検」 <p>※昇降機、空調、消防・自家発電</p> <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔年1月中 ・追加受付は、次年度の1月中 <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間（追加受付は1年間） <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務システム（電子入札システムに併せて開発）に入力し管理。 	<p>1. 入札事務</p> <p><u>入札・契約事務の基本的事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札は指名競争入札で行う。 ○予定価格130万円以下については随意契約も可能。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。（指名業者については事後公表） <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建設工事」 「測量・建設コンサルタント等」 <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔年4月中 ・追加受付は、次年度の4月中 <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間 <p>例（H19.4月受付分 H19.6.1～H21.5.31まで有効） 追加受付は1年間</p> <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名業者管理システム(独自)に入力し管理

次ページに続く

	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市工事競争入札参加資格審査委員会により決定。 <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木、建築、電気、管、舗装、造園・水道施設工事について基準あり。 <p>★資格審査については、暴力団等の排除に係る県警への照会事務を行うもの</p> <p>【契約検査室工事契約総額】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>21,612,424 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>21,463,828 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>23,465,790 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	21,612,424 千円	平成 18 年度決算	21,463,828 千円	平成 19 年度決算	23,465,790 千円	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植木町工事入札参加資格審査委員会により決定。 <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事について基準あり。 <p>【落札額総額】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>1,176,873 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>1,156,651 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>723,093 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	1,176,873 千円	平成 18 年度決算	1,156,651 千円	平成 19 年度決算	723,093 千円
平成 17 年度決算	21,612,424 千円													
平成 18 年度決算	21,463,828 千円													
平成 19 年度決算	23,465,790 千円													
平成 17 年度決算	1,176,873 千円													
平成 18 年度決算	1,156,651 千円													
平成 19 年度決算	723,093 千円													
相違点と課題	<p>電子入札及び一般競争入札の導入状況の違い。</p> <p>指名参加願いにおける受付時期及び適用開始時期の違い</p>													

協議第20号

子ども未来関係事業について（その2）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

1 子ども未来関係事業のうち乳幼児医療費助成について、熊本市の例に統一する。

ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(20 子ども未来関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
保健衛生事業の取扱い					
1	健康教育(母子保健)	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
2	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
各種福祉制度の取扱い					
1	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
3	保育料	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
4	つどいの広場事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
5	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第6回		
教育関係事業の取扱い					
1	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
保健衛生事業の取扱い					
1	1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会	事務局		
2	健康相談(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
3	歯科保健推進事業(子育て分)	子ども未来部会	事務局		
4	食生活改善事業(食育推進ネットワーク)	子ども未来部会	事務局		
5	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児経過観察健診	子ども未来部会	事務局		
7	妊婦健診	子ども未来部会	事務局		
8	母子健康手帳交付等	子ども未来部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会	事務局		
2	子育てボランティアの育成	子ども未来部会	事務局		
3	雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会	事務局		
4	助産施設への入所	子ども未来部会	事務局		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会	事務局		
6	病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会	事務局		
7	母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会	事務局		
8	母子生活支援施設への入所	子ども未来部会	事務局		
9	エンゼル基金助成事業	子ども未来部会	事務局		
10	子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会	事務局		
11	次世代育成支援行動計画	子ども未来部会	事務局		
12	児童虐待防止	子ども未来部会	事務局		
13	母親クラブ	子ども未来部会	事務局		
14	文書配布事務委託費	子ども未来部会	事務局		
15	保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会	事務局		
16	保育所関係書類	子ども未来部会	事務局		
17	保育所特別保育事業(1)(2)	子ども未来部会	幹事会		
18	保育所の定員管理	子ども未来部会	事務局		
19	障がい児療育相談事業	子ども未来部会	事務局		
20	産後ホームヘルプサービス事業	子ども未来部会	事務局		
21	公立保育所臨時職員雇用関係	子ども未来部会	事務局		
22	公立保育所管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
23	公立保育所地域活動事業	子ども未来部会	事務局		
24	公立保育所延長保育促進事業	子ども未来部会	事務局		
25	公立保育所一時保育事業	子ども未来部会	事務局		
26	公立障がい児デイサービス事業	子ども未来部会	事務局		

27	公立保育所献立事業	子ども未来部会	事務局		
28	公立保育所給食食材料事業	子ども未来部会	事務局		
29	公立保育所調理従事者等検便事業	子ども未来部会	事務局		
30	認可外保育施設助成事業	子ども未来部会	事務局		
31	親と子の集い補助金	子ども未来部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	家庭教育推進事業	子ども未来部会	事務局		
2	勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
3	児童館管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
4	社会教育関係団体(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
5	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
6	青少年育成会議	子ども未来部会	事務局		
7	青少年活動支援事業	子ども未来部会	事務局		
8	青少年健全育成事業	子ども未来部会	事務局		
9	青少年センター管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会	事務局		
11	幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会	事務局		
12	幼稚園機械警備関係	子ども未来部会	事務局		
13	幼稚園安全経費	子ども未来部会	事務局		
14	幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会	事務局		
15	幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会	事務局		
16	幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会	事務局		
17	幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会	事務局		
18	幼稚園健康診断関連	子ども未来部会	事務局		
19	幼稚園交通教室他	子ども未来部会	事務局		
20	幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会	事務局		
21	幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会	事務局		
22	学校・地域連携推進事業(幼稚園)	子ども未来部会	事務局		
23	就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会	事務局		
24	幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会	事務局		
25	子ども文化会館管理運営	子ども未来部会	事務局		
26	青少年問題協議会	子ども未来部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども未来部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	5 乳幼児医療費助成
協議内容	乳幼児医療費助成において、植木町では現在全額助成を行っているが、合併後、どう取り扱うか		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。		

制 度 比 較																
	熊 本 市	植 木 町														
市 町 別 内 容	1. 対象者	1.対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。														
	2.自己負担	2.自己負担 なし														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">保険診療内容</td> <td style="width: 30%;">無料</td> <td style="width: 40%;">500円負担</td> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table>	保険診療内容	無料	500円負担	医科	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで			
	保険診療内容	無料	500円負担													
	医科	2歳まで	3歳～就学前まで													
	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで													
	保険薬局	就学前まで														
		※500円負担・・・1医療機関ごとに1ヶ月につき(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)														
	3. 支給方法	3.支給方法														
		現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③育成医療及び小児慢性特定疾患に係る一部負担金。 ④治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。														
	現物・・・町内の医療機関で診療を受けた場合で、通院による医療費 償還・・・①町外で診療を受けたとき。 ②町内入院分。 ③治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。 ④町内通院分で、自己負担分を支払った場合。															
4.償還払いの方法	4.償還払いの方法															
	乳幼児医療費助成申請書に領収書添付。 レシートは不可。 診療日の翌月より1年間請求可。 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)															
	乳幼児医療費助成申請書に領収書添付又は、医療機関の証明。レシートは不可。 診療日の翌月より1年間請求可。 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)															
5.償還支払い日	5.償還支払い日															
	毎月、月末締め翌月20日支払い。															
	毎月25日締め、翌月15日支払い。															

<p>6.現物支払い日 毎月10日締め翌月20日支払い。</p> <p>7.所得制限 無し</p> <p>平成17年度決算 1,026,862千円 平成18年度決算 1,028,743千円 平成19年度決算 1,414,036千円</p>	<p>6.現物支払い日 毎月15日締め、月末支払い。</p> <p>7.所得制限 無し</p> <p>平成17年度決算 36,775千円 平成18年度決算 54,895千円 平成19年度決算 61,100千円 平成20年度予算 51,869千円</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>植木町では、自己負担分を全額助成しているが、熊本市では、医科3歳以上、歯科5歳以上について1医療機関あたり500円/月の自己負担がある。</p> <p>現物給付について植木町では入院は対象外であるが、熊本市は2万1千円未満であれば現物給付としている。</p>

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 3）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。
- 2 経済振興関係事業のうち農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。
- 3 経済振興関係事業のうち農業集落排水受益者分担金については、現行制度を継続する。
- 4 経済振興関係事業のうち土地改良区運営費補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 5 経済振興関係事業のうち商工会補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
4	農業用廃プラ処理対策協議会	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回	第6回 承認	
7	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	第6回		
8	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	第6回		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水使用料	経済振興部会	第6回		
2	農業集落排水受益者負担金	経済振興部会	第6回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回	第6回 承認	
3	商工会補助金	経済振興部会	第6回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	土地改良区	経済振興部会	事務局		
14	例規	経済振興部会	事務局		
15	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
16	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
17	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
18	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
19	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
20	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
21	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
22	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
23	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
24	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
25	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
28	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
29	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
30	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		

31	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
32	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
33	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
34	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
35	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
36	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
37	標準小作料	経済振興部会	事務局		
38	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
39	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
40	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
41	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
42	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
43	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
45	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
46	農区長制度	経済振興部会	事務局		
47	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
48	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
49	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
50	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
51	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
52	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
53	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
54	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
55	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
57	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
60	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
61	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
62	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
63	償還金	経済振興部会	事務局		
64	治山事業	経済振興部会	事務局		
65	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
66	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
67	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水事業計画	経済振興部会	事務局		
2	排水設備工事店の指定及び登録	経済振興部会	事務局		
3	農業集落排水台帳	経済振興部会	事務局		
4	施設の保守、運転管理	経済振興部会	事務局		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	観光イベント関連	経済振興部会	幹事会		
1	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
2	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
3	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
5	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
6	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
9	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
10	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		

11	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
14	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
15	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
17	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
18	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
19	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
20	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
21	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		
22	流通機能促進事業	経済振興部会	事務局		
23	食品工業団地活性化事業	経済振興部会	事務局		
24	産業文化会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
25	産業文化会館施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	雇用対策事業	経済振興部会	事務局		
27	職業技能向上支援事業	経済振興部会	事務局		
28	商店街振興事業	経済振興部会	事務局		
29	中小企業団体支援事業	経済振興部会	事務局		
30	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	事務局		
31	商業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
32	流通情報会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
33	動植物園管理運営事業	経済振興部会	事務局		
34	動植物園集客対策事業	経済振興部会	事務局		
35	動植物園再編整備事業	経済振興部会	事務局		
36	誘致企業関連事業	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	7 適正化事業及び基幹水利施設 ストックマネジメント事業
調査内容	事業負担率の相違と今後の取り扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、 現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 適正化事業（事業主体：市）</p> <p>（1）排水機場</p> <p>＜17年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26期生（城山排水機場） 事業費： 10,600千円 事業内容：エンジン他オーバーホール工事 ・27期生（元三排水機場） 事業費： 12,000千円 事業内容：ポンプ他オーバーホール工事 <p>＜18年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27期生（梅洞排水機場） 事業費： 9,680千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・28期生（元三排水機場） 事業費： 20,320千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・29期生（中島南北排水機場） 事業費： 18,580千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 <p>負担率 交付金分（国 30% 県 30% 市 30%） 残事業費（連合会 5% 市 5%）</p> <p>H17年度決算 21,873千円 H18年度決算 48,577千円 H19年度決算 0千円</p>	<p>1. 適正化事業（事業主体：町）</p> <p>（1）排水機場</p> <p style="text-align: center;">植木町内に対象施設なし</p>

<p>(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 負担率 交付金分(国 30% 県 30% 市 30%) 残事業費(連合会 5% 市 5%)</p> <p>熊本市が事業主体となる事業実績なし</p> <p>【参考】 ※土地改良区等が事業主体となつて行う場合 土地改良区等が事業主体となつて行う適正化事業については、地元負担の6割を熊本市から事業主体に対して補助金を交付している。 補助対象の場合の負担区分： 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 市 21% *土地改良区等：熊本県土地改良事業団体連合会の会員となる土地改良区、その他の団体</p> <p>2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (H20年度～(予定)) 事業主体：県(単県) 調査事業計画：H20～H24(5ヵ年) 負担率・県 75% 市 25% 施設補修事業(工事)計画：H25～ 負担率 (法事業)・国 50% 県 25% 市 25% (予算事業)・国 50% 県 20% 市 30%</p>	<p>(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 ＜17年度事業＞該当なし ＜18年度事業＞ ・28期生(新村揚水機場)事業費：5,700千円 ・30期生(下田揚水機場)事業費：8,600千円 ＜19年度事業＞ ・29期生(山後揚水機場) 事業費：5,700千円 事業内容：水中ポンプ1基と揚水管取替工事 ・30期生(及原第2揚水機場) 事業費：5,600千円 事業内容：水中ポンプ1基と揚水管取替工事</p> <p>・用水ポンプ場(地元財産)に係る事業費賦課金は、町から熊本県土地改良事業団体連合会へ納付後、年度末に受益者から地元負担の全額を徴収している。</p> <p>負担率 交付金分(国 30% 県 30% 地元 30%) 残事業費(連合会 5% 地元 5% 町 0%)</p> <p>H17年度決算 0千円 H18年度決算 14,300千円 H19年度決算 14,680千円</p> <p>2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 検討中</p>
<p>相違点と課題</p> <p>適正化事業について、両市町の制度を比較した場合、熊本市においては市が事業主体となり事業を実施しているのは市財産の排水機場のみで、土地改良区等が事業主体となつて行う場合は、市から地元負担の6割の補助を行っている。</p> <p>植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等について、熊本市の補助制度が適用された場合は、新市と地元の負担は、次のとおりとなる。</p> <p>現在(植木町) 国 30% 県 30% 地元 35% 連合会 5% 町 0% ↓ 合併後(新市) 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 新市 21%</p> <p>植木町においては、基幹水利施設ストックマネジメント事業(計画作成及び事業取り組み)について検討中。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	1 農業集落排水使用料
------	----------	------	-------------

協議内容	農業集落排水使用料の料金体系・併用世帯(水道水・井戸水等)についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	実施なし。	<p>1.使用料金(消費税含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 世帯あたり 2,100 円 <li style="text-align: center;">+ ・超過料金(人員割) 950 円×世帯人員 <p>※平成 20 年度から</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道班で徴収 <li style="padding-left: 20px;">一般家庭用 → 毎月徴収 <li style="padding-left: 20px;">事業用 → 毎月徴収 <li style="padding-left: 20px;">口座振替・納付書払い
相違点と課題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。 田底中部地区は簡易水道が完備されているが、山東東部地区は井戸水世帯である。料金については、世帯割と人数割りで同一である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	2 農業集落排水受益者分担金
------	----------	------	----------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会協議結果 (調整方針)	現行制度を継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	熊本市では実施なし。	1.受益者分担金額 均等割 112,000 円 2.施行年月日 H9 年 3 月 24 日 3.分担金の徴収猶予の有無 なし 4.分担金の減免制度の有無 有り 5.納入方法 ①金融機関 ②一括納付の報奨金制度なし 6.データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター)
相違点と課題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	8 土地改良区運営費補助金
------	----------	------	---------------

協議内容	土地改良事業運営費補助について
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>運営補助</p> <p>緑川南部土地改良区補助金</p> <p>H17 年度決算 6,925 千円</p> <p>H18 年度決算 6,233 千円</p> <p>H19 年度決算 2,000 千円</p> <p>※平成 25 年度まで継続。</p>	<p>運営費補助</p> <p>植木町土地改良区補助金</p> <p>H17 年度決算 5,000 千円</p> <p>H18 年度決算 5,000 千円</p> <p>H19 年度決算 5,000 千円</p>

相違点と課題	植木町土地改良区は、県営事業 1 地区あたりの規模が小さいため、植木町全域の施設管理及び運営を一元管理している。
--------	--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	3 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	熊本商工会議所	1、商工振興助成事業 経営改善普及指導事業、商工振興事業を中心とした商工業の振興を図るため、町商工会に対し助成を行う。	
	(1) 会員数 6,226	○商工会会員への経営改善指導員による相談指導・記帳指導・金融指導	
	(2) 年会費 個人 月500円 法人 月1,000円	○地域振興総合事業・商工会振興事業・金融対策事業	
	(3) 補助金額	○受託事業	
	平成17年度決算 12,150千円	(1) 会員数 641	
	平成18年度決算 12,150千円	(2) 年会費	
	平成19年度決算 11,786千円	①個人事業所	
	託麻商工会	・従業員5人以内 月1,000円	
	(1) 会員数 1,186	・従業員6人以上 月1,500円	
	(2) 年会費 個人 月800円 法人 月1,000円	②法人事業所	
	(3) 補助金額	・従業員2人以内 月1,000円	
	平成17年度決算 4,050千円	・従業員3~5人以内 月1,500円	
	平成18年度決算 4,050千円	・従業員5~10人以内 月2,000円	
	平成19年度決算 3,929千円	・従業員11人以上 月3,000~5,000円	
	北部商工会	(3) 補助金額	
(1) 会員数 350	平成17年度決算 12,000千円		
(2) 年会費 個人 月1,000円 法人 月1,500円	平成18年度決算 11,500千円		
(3) 補助金額	平成19年度決算 12,000千円		
平成17年度決算 4,050千円	平成20年度決算 11,500千円		
平成18年度決算 4,050千円	平成21年度予算 9,200千円		
平成19年度決算 3,929千円			
河内商工会			
(1) 会員数 186			
(2) 年会費 個人 月1,000円 法人 月1,500円			
(3) 補助金額			
平成17年度決算 3,645千円			
平成18年度決算 3,645千円			
平成19年度決算 3,536千円			

	<p>飽田商工会</p> <p>(1) 会員数 172</p> <p>(2) 年会費 個人 月 900 円 法人 月 1,100 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 2,835 千円 平成 18 年度決算 2,835 千円 平成 19 年度決算 2,750 千円</p> <p>天明商工会</p> <p>(1) 会員数 219</p> <p>(2) 年会費 個人 月 1,250 円 法人 月 1,250 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,969 千円 平成 18 年度決算 3,969 千円 平成 19 年度決算 3,850 千円</p> <p>富合商工会</p> <p>(1) 会員数 199</p> <p>(2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,592 千円 平成 18 年度決算 3,500 千円 平成 19 年度決算 3,500 千円</p>	
相違点と課題	<p>各商工会で活動等も様々であり、補助金もまちまちである。 植木町の商工会は1団体のみである。</p>	

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。
- 2 都市建設関係事業のうち市道の整備（新設・改良）について、用地取得については 5 年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	第6回		
4	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	第6回		
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回	第6回 承認	
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枘設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
15	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
19	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
20	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		

31	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
33	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
39	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
40	道路占用料	都市建設部会	事務局		
41	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
42	道路台帳	都市建設部会	事務局		
43	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
44	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
45	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
46	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
47	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
48	官民境界	都市建設部会	事務局		
49	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
50	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

調査項目	建設関係事業	小項目名	3 市（町）営住宅使用料の算定
------	--------	------	-----------------

調査内容	住宅使用料算定係数の格差及び住宅使用料の調整について、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。 また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数：事業主体が定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Ln/Log10Lh) Ln 当該住宅の固定資産税評価額（㎡/円） Lh 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額</p> <p>設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05</p>	<p>1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.7</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数：事業主体が定める値 植木町における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Y/Log10X) Y 当該住宅の固定資産税評価相当額（㎡/円） X 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額</p> <p>設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05</p> <p>○小集落改良住宅については、家賃一律2,000円</p>
相違点と課題	立地係数・利便性係数については、いずれも熊本市が高いので、同じ規模・年数であれば熊本市の使用料が高い。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	4 市道の整備（新設・改良）
------	--------	------	----------------

協議内容	道路拡幅に伴う用地の取得について
合併協議会協議結果（調整方針）	用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町																		
市 町 別 内 容	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。</p> <p>道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。</p> <p>ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独道路新設改良経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">1,015,152 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">1,030,907 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">1,046,559 千円</td></tr> </table> ・ 単独橋梁整備経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">4,599 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">18,232 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">3,728 千円</td></tr> </table> 	平成 17 年度決算	1,015,152 千円	平成 18 年度決算	1,030,907 千円	平成 19 年度決算	1,046,559 千円	平成 17 年度決算	4,599 千円	平成 18 年度決算	18,232 千円	平成 19 年度決算	3,728 千円	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。</p> <p>道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者には、測量並びに用地提供の承諾書を添付し、町独自の用地価格を定め購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独道路新設改良経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">239,202 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">223,773 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">121,395 千円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">（単独橋梁整備費を含む）</p> 	平成 17 年度決算	239,202 千円	平成 18 年度決算	223,773 千円	平成 19 年度決算	121,395 千円
平成 17 年度決算	1,015,152 千円																			
平成 18 年度決算	1,030,907 千円																			
平成 19 年度決算	1,046,559 千円																			
平成 17 年度決算	4,599 千円																			
平成 18 年度決算	18,232 千円																			
平成 19 年度決算	3,728 千円																			
平成 17 年度決算	239,202 千円																			
平成 18 年度決算	223,773 千円																			
平成 19 年度決算	121,395 千円																			
相違点と課題	国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く道路改良事業で、道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（植木町）で相違している。																			

協議第27号

政令指定都市移行に関する事項について（その2）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。
行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(27 政令指定都市移行に関する事項)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
都市計画関係の取扱い					
1	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第5回	第6回 承認	
2	市街化調整区域における開発等	都市建設部会	第5回	第6回 承認	
区役所関係の取扱い					
1	区役所の取扱い	企画財政部会	第6回		

政令指定都市移行時の区役所の設置について

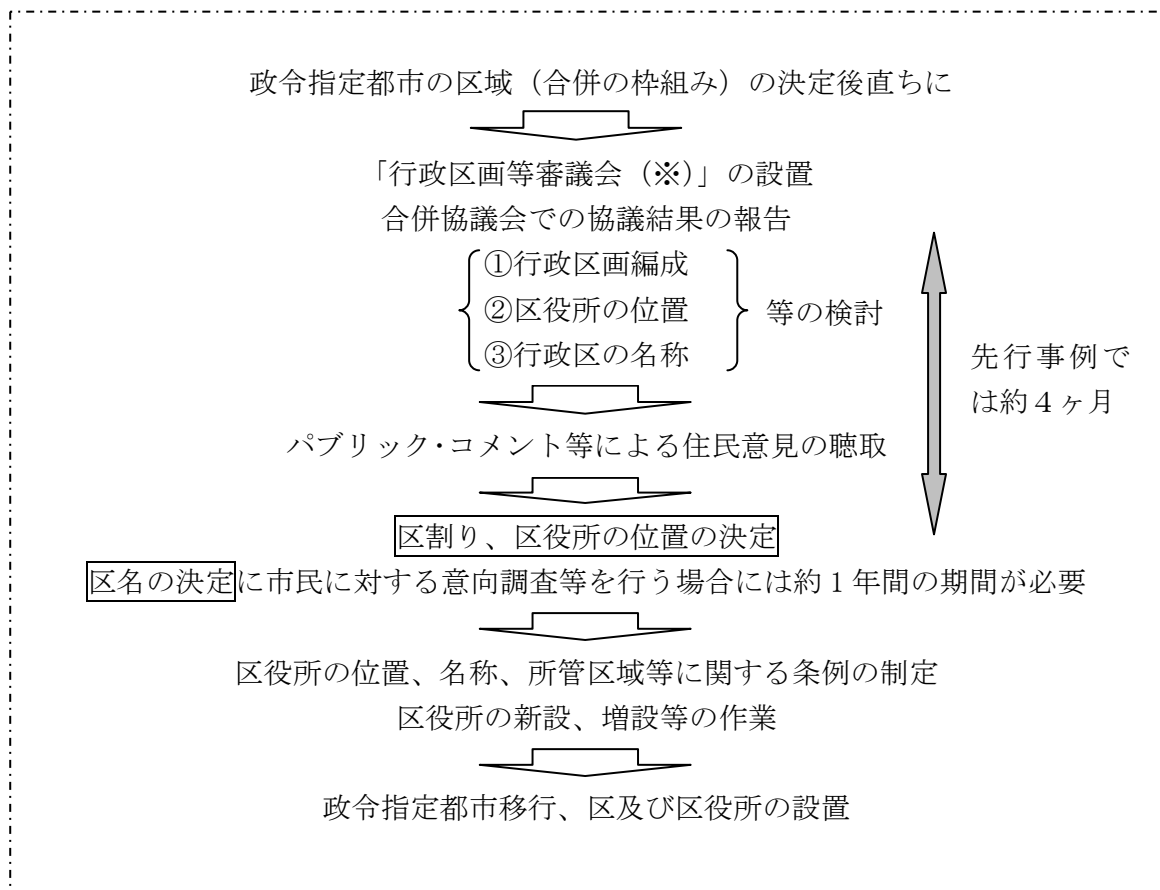
1 区制の概要

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、市長に属する事務を分掌させるため、市内をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの（必置）とされている。

その主な目的は、都市規模やその機能・行政組織が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

2 区役所の位置の決定までの流れ

区役所の設置に至るまでの手続きは以下のとおり。



※「行政区画等審議会」とは、上記①～③等を具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、行政関係者等で構成する市長の諮問機関（附属機関）

3 区役所位置を検討するにあたっての留意点について

一般的には、次のような点に留意して区役所位置の検討を行うこととしている。

①既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

②用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要がある。また、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。

③交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件の良い位置が望ましい。

④区内位置

住民の利便性を考えた場合には、区内の中心に近い位置が望ましい。

⑤市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている拠点性の高い場所が望ましい。

4 植木町役場庁舎について

(1) 植木町役場庁舎の概要

敷地面積	延床面積	構造	建築時期
25,253.00 m ²	5,988.00 m ²	RC3 階建	平成3年

(2) 移行に際しての区役所新設の事例

都市名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	建築費	備考
さいたま市	6,774.85	4,820.05	鉄骨	約17～20億円	西区
	6,005.90	4,516.14	鉄骨		南区
	3,875.45	4,729.65	鉄骨		緑区
静岡市	4,761.31	5,543.13	鉄骨	約19億円	駿河区
浜松市	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート	約10億円	南区
	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート	約10億円	東区
	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート	約10億円	西区

※平成13年の市町村合併支援プラン後に政令指定都市に移行し、区役所を新設した市。

(その他の市(堺市、新潟市、岡山市)は既存施設を区役所として活用)

※さいたま市では、当初、北区、見沼区、桜区の区役所をプレハブで仮設しており、その後、複合施設として新設を行っている。

(3) 区役所としての植木町役場庁舎の検討

「3. 区役所位置を検討するにあたっての留意点について」での留意点に従い、植木町役場庁舎を区役所の候補として以下のように検討を行う。

① 既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで10億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。

② 用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車240台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。

③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。

④区内位置

行政区画編成をどのようにするかを検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。

⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物のついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄ったりすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活における拠点性が確保されている。

(4) 検討結果

前述のように、植木町役場庁舎は、既存施設の活用、用地確保の可能性、市民の日常生活における利便性などの区役所設置要件を満たしている。

区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

〔 今回提案分 〕

協議第 6 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 5 月 25 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項の規定（定数特例）を適用する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(6 議会の議員の定数及び任期の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
議会の議員の定数及び任期の取扱い					
1	議員の定数及び任期	総務部会	第7回		
2	議員報酬及び費用弁償	総務部会	第7回		
議会の議員の定数及び任期の取扱い					
1	議員共済会	総務部会	事務局		
2	議員控室嘱託員	総務部会	事務局		
3	議会公用車	総務部会	事務局		
4	政務調査費	総務部会	事務局		
5	定例会	総務部会	事務局		
6	委員会	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 議員の定数及び任期
協議内容	議員の定数及び任期の取扱い		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 議員定数 49人</p> <p>・ 条例定数 48人</p> <p>・ 富合選挙区 1人</p> <p>2. 現員数 49人</p> <p>3. 地方自治法第91条に基づく上限数 56人</p> <p>4. 議員の任期 4年 現議員の任期（平成19年5月1日～ 平成23年4月30日）</p> <p>5. 役職の任期</p> <p>議 長：就任から議員の任期の間</p> <p>副 議 長：就任から議員の任期の間</p> <p>常 任 委 員 長：就任から議員の任期の間</p> <p>議会運営委員長：就任から議員の任期の間</p>	<p>1. 議員定数 20人</p> <p>※次の一般選挙から議員定数16人</p> <p>2. 現員数 20人</p> <p>3. 地方自治法第91条に基づく上限数 26人</p> <p>4. 議員の任期 4年 現議員の任期（平成17年8月2日～ 平成21年8月1日）</p> <p>5. 役職の任期</p> <p>議 長：就任から議員の任期の間</p> <p>副 議 長：就任から議員の任期の間</p> <p>常 任 委 員 長：就任から議員の任期の間</p> <p>議会運営委員長：就任から議員の任期の間</p>	
相違点と課題	<p>合併特例法第8条を適応する場合</p> <p>合併特例法第9条を適応する場合</p> <p>適応しない場合</p>		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

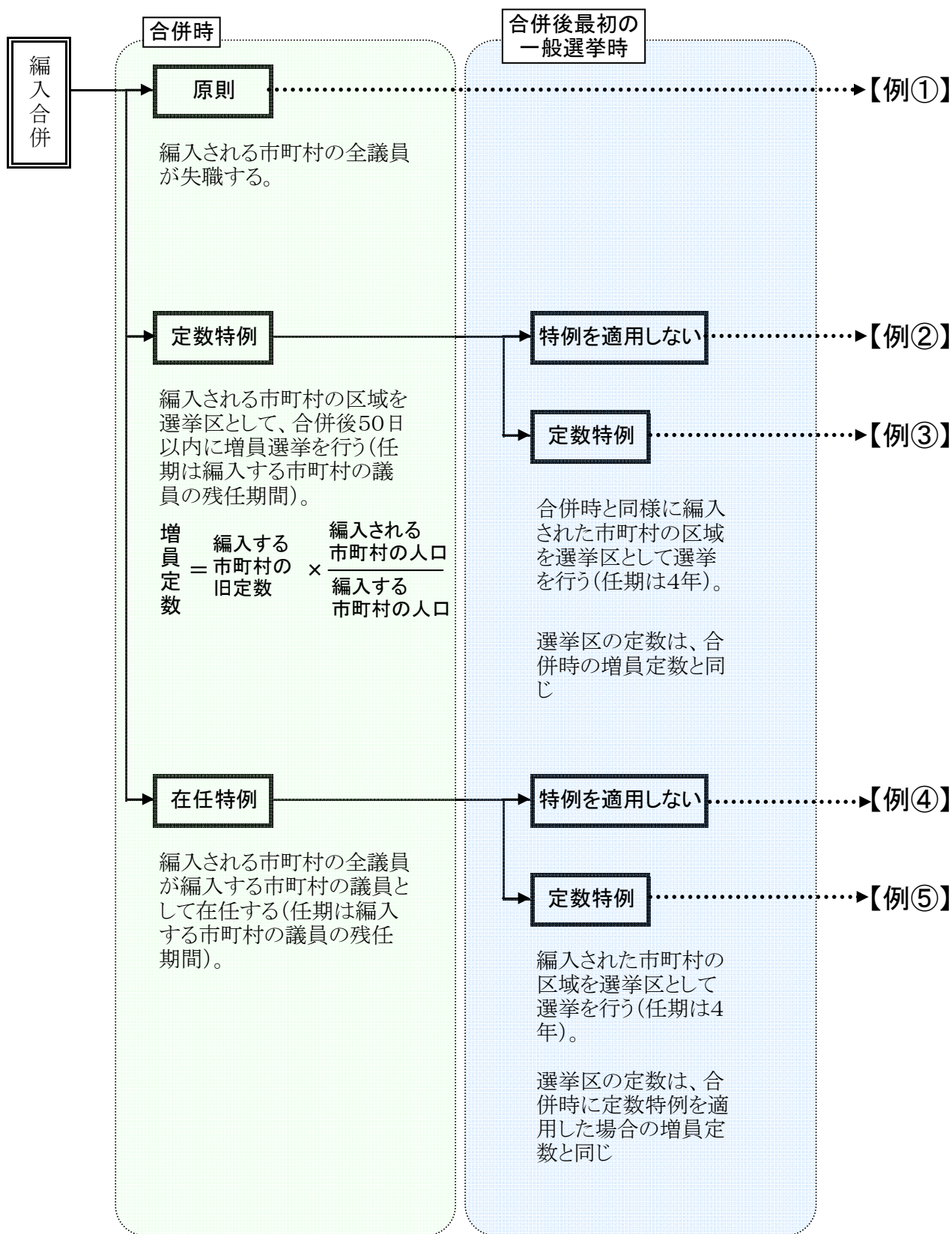
作業部会名： 総務部会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名	2 議員報酬及び費用弁償
------	------------------	------	--------------

協議内容	議員報酬及び費用弁償の取扱い
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較																								
	熊 本 市	植 木 町																						
市 町 別 内 容	<p>1. 議員報酬（月額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>議 長</td><td style="text-align: right;">822,000円</td></tr> <tr><td>副議長</td><td style="text-align: right;">749,000円</td></tr> <tr><td>議 員</td><td style="text-align: right;">678,000円</td></tr> </table> <p>2. 期末手当</p> <p>6月：報酬月額×1.2×1.45 12月：報酬月額×1.2×1.6 3月：報酬月額×1.2×0.3</p> <p>3. 費用弁償</p> <p>会議 出席日数1日につき 議会棟から議員住所までの距離に応じ5,000円・ 6,000円・7,000円のいずれかを支給 (本会議・委員会)</p>	議 長	822,000円	副議長	749,000円	議 員	678,000円	<p>1. 議員報酬（月額）</p> <p>・平成21年8月1日まで減額</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>議 長</td><td style="text-align: right;">291,000円</td></tr> <tr><td>副議長</td><td style="text-align: right;">245,000円</td></tr> <tr><td>常任・議運委員長</td><td style="text-align: right;">235,000円</td></tr> <tr><td>議 員</td><td style="text-align: right;">226,000円</td></tr> </table> <p>・平成21年8月2日以降</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>議 長</td><td style="text-align: right;">323,000円</td></tr> <tr><td>副議長</td><td style="text-align: right;">272,000円</td></tr> <tr><td>常任・議運委員長</td><td style="text-align: right;">261,000円</td></tr> <tr><td>議 員</td><td style="text-align: right;">251,000円</td></tr> </table> <p>2. 期末手当</p> <p>6月：報酬月額×1.15×1.4 12月：報酬月額×1.15×1.6</p> <p>3. 費用弁償</p> <p>・会議出席（町内） 議長1,300円（日額） 議員1,100円（日額） (本会議・委員会・全員協議会・委員協議会)</p>	議 長	291,000円	副議長	245,000円	常任・議運委員長	235,000円	議 員	226,000円	議 長	323,000円	副議長	272,000円	常任・議運委員長	261,000円	議 員	251,000円
議 長	822,000円																							
副議長	749,000円																							
議 員	678,000円																							
議 長	291,000円																							
副議長	245,000円																							
常任・議運委員長	235,000円																							
議 員	226,000円																							
議 長	323,000円																							
副議長	272,000円																							
常任・議運委員長	261,000円																							
議 員	251,000円																							
相 違 点 と 課 題	<p>報酬月額及び率の相違 費用弁償額及び算出基準の相違</p>																							

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い



協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(前提要件)

熊本市議会の旧定数 (人)	49	〔内訳：条例定数 48人 富合選挙区 1人〕
植木町議会の定数 (人)	16	
熊本市の人口 (人)	677,565	(H17国勢調査)
植木町の人口 (人)	30,772	(H17国勢調査)
合併の期日(想定)	平成22年3月	
熊本市議会議員の任期	平成23年4月30日	

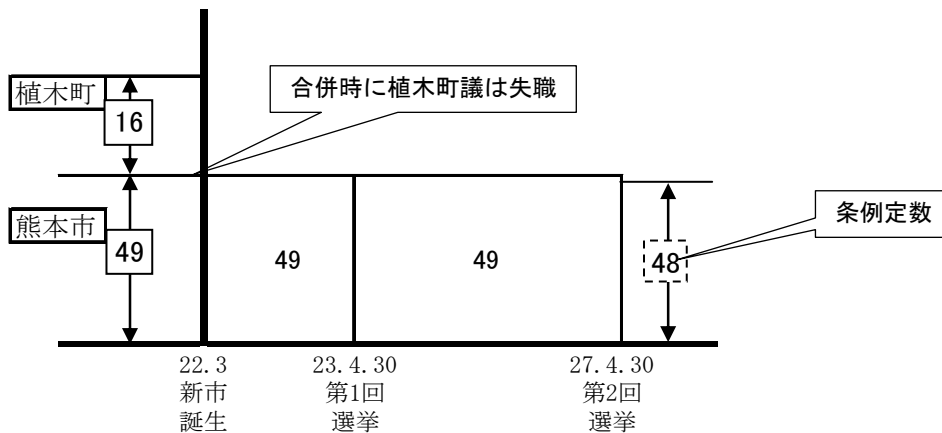
※ 定数特例の場合の増員定数 **2人**

○ 増員定数の算出方法

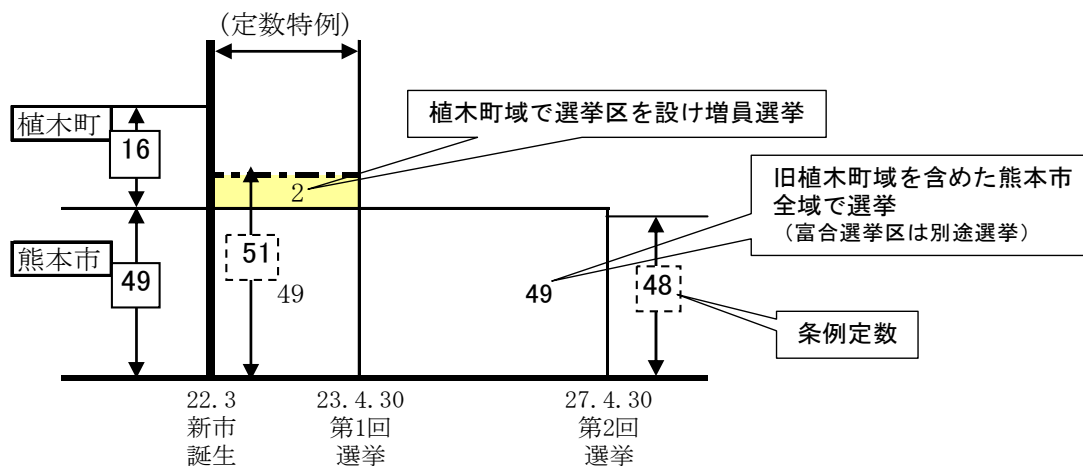
$$\begin{array}{r}
 \text{編入する市町村の旧定数} \\
 \boxed{49}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{編入される市町村の人口} \\
 \boxed{30,772}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{編入する市町村の人口} \\
 \boxed{677,565}
 \end{array}
 }
 =
 \boxed{2.2}$$

※端数は四捨五入、1未満は1とする。

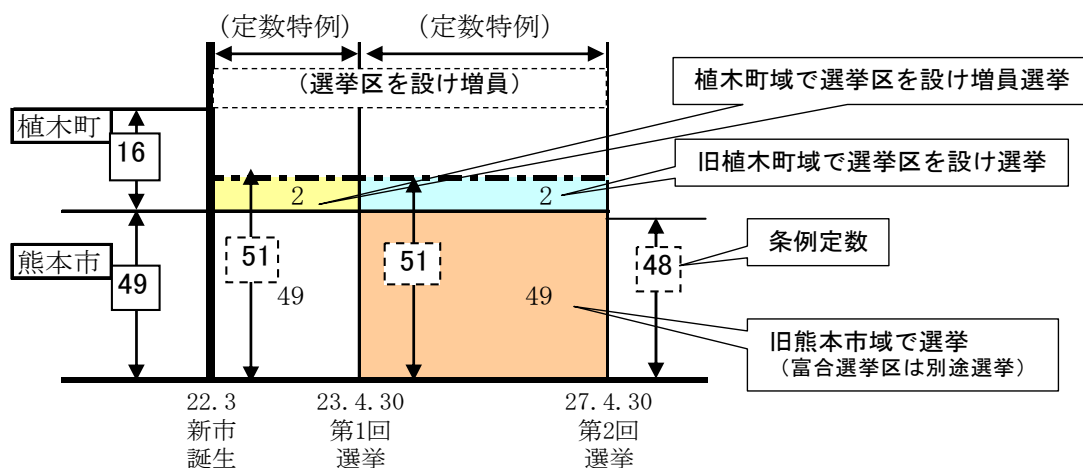
【例①】 市町村の合併の特例等に関する法律の規定は適用しない場合



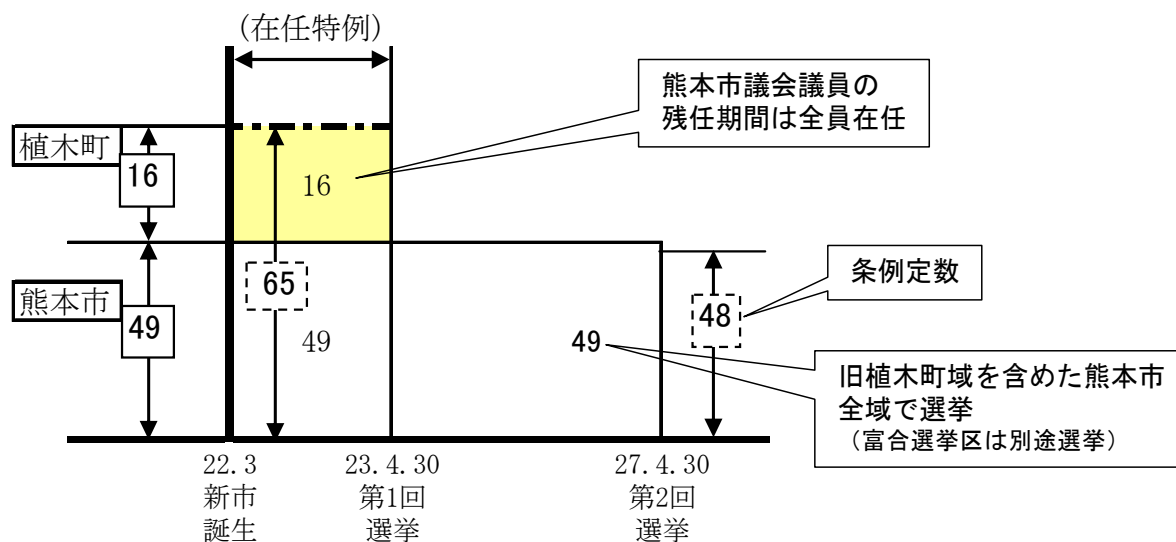
【例②】法第8条第2項の規定(定数特例)を適用する場合



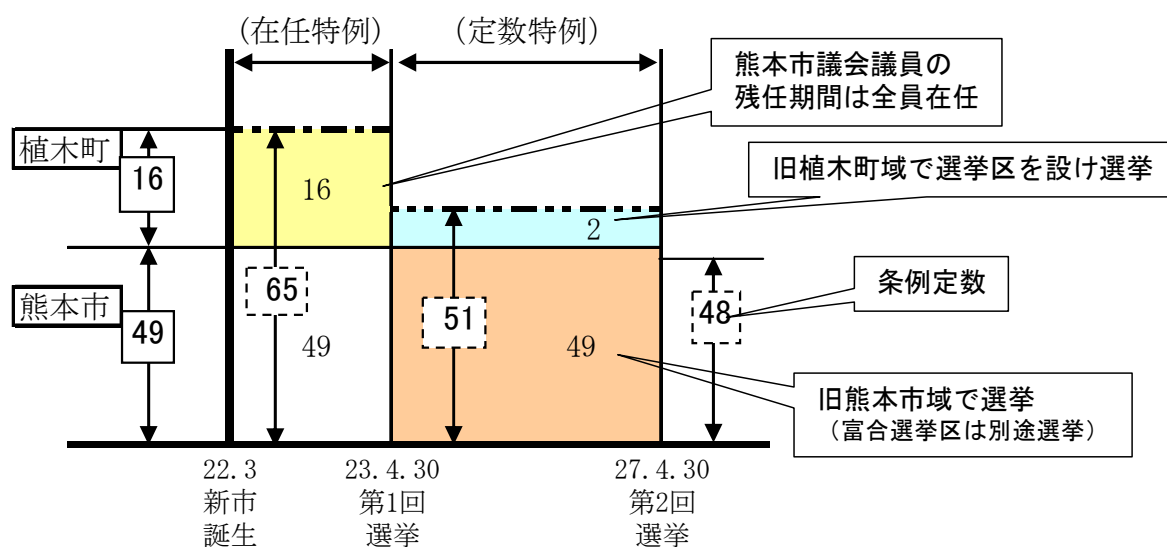
【例③】法第8条第2項の規定(定数特例)を適用し、合併後最初に行われる一般選挙において、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する場合



【例④】 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する場合



【例⑤】 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用し、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する場合



(参考資料)

1. 平成11年4月から平成18年4月までの合併における議員の定数・任期の取扱い

合併期日	合併方式	適用せず	定数特例	在任特例	計
平成11年4月1日 ～ 平成17年3月31日 (合併旧法)	新設	44件	21件	133件	198件
	編入	4件	21件	34件	59件
	計	48件	42件	167件	257件
	(割合)	18.7%	16.3%	65.0%	100.0%
平成17年4月1日 ～ 平成18年4月1日 (合併新法)	新設	103件	19件	124件	246件
	編入	13件	38件	29件	80件
	計	116件	57件	153件	326件
	(割合)	35.6%	17.5%	46.9%	100.0%
合計		164件	99件	320件	583件
(割合)		28.1%	17.0%	54.9%	100.0%

2. 熊本市・植木町の議会議員の報酬等の比較

項目	熊本市	植木町
議員定数	49人	20人
条例定数	48人	20人
富合選挙区	1人	—
任期	平成19年5月1日～ 平成23年4月30日	平成17年8月2日～ 平成21年8月1日
報酬		
議長	822,000円	291,000円(～H21.8.1) 323,000円(H21.8.2～)
副議長	749,000円	245,000円(～H21.8.1) 272,000円(H21.8.2～)
常任・ 議運委員長	—	235,000円(～H21.8.1) 261,000円(H21.8.2～)
議員	678,000円	226,000円(～H21.8.1) 251,000円(H21.8.2～)
期末手当		
6月	報酬月額×1.2×1.45	報酬月額×1.15×1.4
12月	報酬月額×1.2×1.6	報酬月額×1.15×1.6
3月	報酬月額×1.2×0.3	—
費用弁償 (会議出席)	5,000円～7,000円(日額) ※距離に応じて3段階	議長 1,300円(日額) 議員 1,100円(日額)

※植木町議会議員の報酬については、二段書きの下段が条例に基づく金額であり、上段の金額は「植木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき平成21年8月1日までに減額された報酬である。

○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第二章 地方自治法の特例等

（議会の議員の定数に関する特例）

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が○・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用につ

いては、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。